平成２３年（フ）第２２３６号
横浜市磯子区洋光台１丁目13番27―207号
債務者　長澤　英清
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２９号
横浜市港南区最戸２丁目８番12号　ベルコリーナ202
債務者　福永　香織（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８６号
東京都昭島市中神町１丁目14番34号アンキャトゥズ昭島Ｃ
債務者　松本　英一
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２０３号
東京都町田市原町田５丁目７番16号
債務者　土屋　　典
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２０６号
東京都八王子市小比企町533番地５いそまハイツＢ208号
債務者　田中　和則
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２０７号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田105―103
債務者　笹子　智已
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３９号
東京都府中市是政５丁目17番地の11メイゾン府中101
債務者　遠藤しのぶ（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６０号
静岡市駿河区中村町72番地　コーポアプリコット306号
債務者　竹沢　正則
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１８号
静岡市葵区池ケ谷８番８号　森脇アパート１Ｆ、旧住所静岡市葵区幸町53番地の１　マンションさいわい606号
債務者　酒井　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１０号
静岡市清水区桜橋10番12号　シティコープ桜橋103
債務者　鈴木身江子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２４号
静岡市清水区弥生町４番26号、旧住所静岡市清水区高橋５丁目13番36号
債務者　望月　一夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３６号
北海道帯広市西25条南１丁目14番地71　ツエレＢ103号室
債務者　山本　和夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
北海道中川郡幕別町札内桂町571番地の114　町営桂町２団地５号棟４号室
債務者　澁佐　陽子（旧姓桐澤）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
北海道河東郡音更町東通13丁目３番地　更葉園
債務者　武田　英樹
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
北海道帯広市南町南８線78番地７　神野孝輝方
債務者　熊谷　一美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
栃木県那須塩原市二区町340番地86
債務者　奥田　仁美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部